

地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、少子高齢化の進行や人口減少の傾向に大きな変化はなく、東京一極集中の流れは依然として歯止めがかからない状況であり、この流れを変えることが急務となっている。

地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、国・都道府県・市町村等がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

国は、平成 29 年度を「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中間年として、現在の取組を更に深化させるとともに、地方創生を加速化するための新たな取組を行い、地方創生の新展開を図るとしている。

国においては、人材育成と中核産業振興のための交付金の創設など地方にある大学の魅力向上、東京にある大学の定員の抑制、地方のサテライトキャンパスの促進、若者の雇用創出の強化、中央省庁や研究機関等の政府関係機関の地方移転、地方拠点強化税制の延長・拡充、移住・定住のための地方生活の魅力の発信、子どもの都市・農山漁村交流の促進など、東京一極集中是正の取組を進めるとともに、空き店舗等の遊休資産活用による商業活性化など、地域の活性化に資する効果的な施策を積極的に推進すること。

また、地方が創意工夫により、多様な主体と連携を図りながら、地方創生に資する取組を安定的に実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費の拡充・継続、地方創生推進交付金等の総額確保及び弾力的な運用を確実に実施すること。

地方分権改革については、地方の提案に基づく権限移譲の推進、福祉施設等における「従うべき基準」の廃止・参酌化など義務付け・枠付けの見直し、国と地方の役割分担に見合った税財源配分の実現などを積極的に推進すること。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会